

東日本大震災の被災地域における営農再開・農業再生に向けた研究推進に関する 福島県と独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構との基本協定書

福島県（以下「甲」という。）と 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「乙」という。）とは、標記研究推進に関する協定を以下のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、東日本大震災の被災地域における営農再開・農業再生に向けた研究を連携協力して推進し、もって被災地域の復興に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的のため以下の事項を連携協力して推進する。

- 一 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による農業被害の対策技術に関する研究
- 二 地震・津波による農業被害の対策技術に関する研究
- 三 先端的な農業技術に係る実証研究
- 四 その他前条の目的達成のために必要な事項

2 前項各号の連携協力に関する具体的内容は、甲及び乙の規程等に抵触しない範囲で、甲及び乙の内部研究所等実施機関（以下「実施機関」という。）が協議して定めるものとする。

（経費の負担）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく研究（以下「協定研究」という。）を実施するに際して、それぞれの担当する研究課題の実施に要する経費をそれぞれ負担するものとする。なお、これにより難しい場合は前条第2項に規定する実施機関間の協議において別途定める。ただし、相互に委託契約を締結して行う研究においては当該契約の定めるところによる。

（職員の派遣及び施設等の利用）

第4条 甲及び乙の実施機関は、本協定に基づく研究開発を実施するに際して、必要に応じ所属の担当者を相手方に派遣することができる。

- 2 前項の規定により派遣された担当者は、第3条の規定により費用を徴収することとされているものを除き、無償で設備、機械等を使用することができる。
- 3 第1項の規定により派遣された担当者は、その派遣の期間中は、相手先が定める諸規程を遵守するとともに、相手方の実施機関から指示を受けたときはその指示に従わなければならない。
- 4 甲又は乙は、第1項の規定により派遣された担当者が故意又は重大な過失によって相手方に重大な損害を与えたときは、相手方に対し損害を賠償しなければならない。

(知的財産権の取扱い)

第5条 甲又は乙は、実施機関の担当者が本協定研究において、知的財産権に至る可能性のある研究成果を得た場合には、その取扱いについて相手方と速やかに協議するものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、本協定の実施に関して、各々が秘密として特定した情報及び本協定の実施により得られた成果を秘密として扱い、相手方の事前の同意なしに、これらを第三者に提供、開示又は漏洩しないものとする。ただし、当該情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 相手方からの知得時に既に公知の情報又は相手方から知得後に自己の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報であるもの
- 二 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
- 三 相手方から当該情報を知得した時点で既に保有していた情報であるもの
- 四 相手方から知り得た情報によらないで独自に開発したことが書面により立証できるもの

2 甲及び乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

(成果の公表)

第7条 甲及び乙は、本協定の実施により得られた成果を公表しようとするときは、事前に協議しなければならない。

(協定の内容の変更又は中止)

第8条 甲及び乙は、本協定の内容を変更する必要があるとき、又はやむを得ない事由により本協定の継続が困難になったときは、相互に協議の上、本協定の内容を変更し、又は本協定を中止することができる。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、この協定の締結日から平成26年3月末日までとする。ただし、有効期間満了の前月末日までに相手方から本協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。また、第6条の義務は契約期間の終了後又は契約の解除後も存続する。

(その他)

第10条 本協定に定めない事項、その他本協定の各項の運用に関して疑義が生じた場合には、甲乙双方が誠意をもって協議の上、円滑に解決を図るものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙各1通を所有する。

平成25年4月19日

甲 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県
福島県知事 佐藤 雄平

乙 茨城県つくば市観音台3丁目1番地1
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
理事長 堀江 武